



大阪+知的障害+地域+おもい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2738号 2015.11.24 発行

社説：ゲノム情報 保護と活用の均衡保て

毎日新聞 2015年11月24日

遺伝情報の個人差に着目し、個人にあった診断、治療、予防を進めるゲノム医療が世界的に進んできた。米国は今年1月、オバマ大統領が国家プロジェクト「プレジジョン・メディシン計画」を発表、英国も遺伝情報をもとに診断・治療薬の開発を官民で行う大型計画を進めている。

日本も研究には取り組んできたが医療につなげる取り組みが遅れている。保険でできる遺伝子診断は限られ、遺伝子型に基づく抗がん剤などの使い分けも進んでいない。

政府は、「健康・医療戦略推進会議」のもとにゲノム医療の早期実現を目指す有識者会議を設置、先週から議論を始めた。ゲノム医療は効果的で副作用の少ない医療を実現する可能性を秘めている。日本も本気で取り組む必要があるだろう。

その際に重要なことは、医療を受ける患者や、研究に参加する被験者の保護と、遺伝情報の活用とのバランスをとりながら進めることだ。

遺伝情報にはかかっている病気の情報に加え、将来かかる可能性の高い病気の情報や、体質の情報などが含まれている。その情報は血縁者も一部を共有している。子どもに伝えることもある。扱い方によっては、プライバシーを侵害したり、差別につながったりする恐れがある。

一方で、規制によっては研究や医療を遅らせる可能性がある。このため、9月に成立した改正個人情報保護法の中で遺伝情報をどう扱うかが論点となり、研究への影響を懸念する声が高まっている。

具体的には今後、政令で定められるが、たとえば遺伝情報そのものを指紋のように「個人識別符号」と位置づけた場合、利用や第三者への提供に法的な制限がかかる。患者や被験者から同意を得て収集済みの遺伝情報も、再同意の取得が必要となるかもしれない。学術研究は法の適用から除外するとの規定もあるが、グレーゾーンが残る。

問題は、どのような規制を導入した場合に、どのような影響が研究現場や医療現場に及ぶかが、はっきりしないことだ。実のある議論をするには、まずこの点を一般の人にもわかるように整理し、具体的に示さなければならない。

研究者側も、単に研究の妨げになるというだけでは説得力がない。民間の遺伝子ビジネスが進んでいることなども考えあわせれば、遺伝情報の保護には当然、一定の法規制が必要だ。患者や被験者の立場に立って、もっとも望ましい規制を考えてもらいたい。

ゲノム医療のために個人情報保護法が最適の法規制とも限らない。諸外国にあるような遺伝子差別禁止法も視野に、国民にもわかる議論を進めてほしい。

【主張】エイズ対策と偏見 ゴシップ糧に立て直そう 産経新聞 2015年11月24日

米国の人気俳優、チャーリー・シーン氏が米NBCのテレビ番組に出演し、エイズの原因であるHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染していることを公表した。

「事実を公表されたくなければ金を払え」とゆすられ、計12億円以上を数人に払った

という。

テレビ出演に踏み切ったのもこれ以上、ゆすられるのを防ぐためだったようだ。12億円とはとんでもない金額である。

シーン氏の受難には同情を禁じ得ないが、著名俳優の奔放な私生活にまつわるスキャンダルとしてある程度、興味本位に扱われることは避けられなかったのだろう。日本のテレビでも、かなり取り上げられた。

だが、ことは芸能人のゴシップにとどまるものではない。

HIV感染者は世界で3690万人、米国だけでも120万人と推計されている。ウイルスに感染していることが恐喝のネタにされることは異常である。そうした偏見の中では、感染者は安心して社会生活を送ることができない。

12月1日は、世界エイズデーである。いたずらに不安や偏見をあおるゴシップは打ち止めにして、HIVやエイズに関する正確な情報を広める必要がある。

最近では早期に感染を把握し、HIVの増殖を抑える抗レトロウイルス治療を続けていくことができれば、長期にわたってエイズ発症を抑え、平均寿命近くまで生きることも期待できる。HIV感染は「死の病」を意味するわけではないのだ。

また、治療を続けていると体内のHIV量が大幅に減り、性行為などで他の人に感染するリスクもほとんどなくなる。

このため、最近では「予防としての治療」の効果に注目し、検査の普及による感染の早期把握と治療開始を推進する政策が世界的にとられている。コンドーム使用など他の予防対策と組み合わせ、流行を終結に導こうというのだ。

だが、HIVに感染した人を忌避するような社会では、こうした対策も成り立たない。感染を心配する人が受難をおそれ、検査を受けようとしなくなるからだ。

シーン氏にまつわるゴシップは少なくともエイズに対する関心を高めた。その関心を糧に、差別と偏見の現状を再認識し、対策を立て直していくような戦略的視点もいまは必要だろう。

社説：公共施設の利用 自由な意見交換の場に 毎日新聞 2015年11月24日

憲法や原発に関する市民活動をめぐり、公共施設などで利用を制限する動きが出ている。重苦しい空気を感じる。施設の利用は、できる限り自由であるべきだ。

さいたま市では市民が利用する市の施設の管理・運営について市議会で10月に条例が改正された。市の指定管理者であるNPO法人を運営主体から外し、来春以降は当面、市の直営に変更するという。

自民党議員が「政治的な活動をする一部の市民団体がある。施設を優先的に利用しており、公平性にかなっていないのか疑問。市の直営にして管理の基準を作り直すべきだ」と指摘したのがきっかけだ。憲法9条や原発政策、拉致問題などをテーマにする14団体の活動が議会で問題視された。

指定管理者のNPO法人は「自由な市民活動が規制される。特定の団体が優先利用している事実もない」として条例の撤回を求めている。

施設は2007年からNPO法人「さいたまNPOセンター」が運営を任されてきた。施設には約1700の団体が登録し、会議などに利用している。

特定非営利活動促進法（NPO法）によると、政治的な施策に関わるものもNPOの活動として認められている。さいたま市のNPOに関する条例は、この法律に準じて定められている。憲法9条や原発に関する活動が条例に反すると判断できる材料は乏しい。

裁判所も公共施設の利用について憲法で保障された表現の自由や集会の自由を最大限尊重する判断を重ねてきた。最高裁は利用を拒否できる場合として「集会によって明らかに危険が発生すると予見できることが必要」と厳しい枠をはめている。

だが同市だけでなく、大学などでも政治に関する市民活動と距離を置く動きがある。立

教大学では10月、「安全保障関連法に反対する学者の会」が計画したシンポジウムについて、大学側が会場を貸すことを断っていた。

「純粋な学術内容ではない」などが理由とされたが、大学側と交渉した同大教職員らは利用拒否の理由を「シンポジウムが政治的な意味を持ちうる」と説明されたという。

各地の市民団体によると、憲法9条や安全保障関連法をめぐる会合について公共施設が近年、利用に難色を示すケースが起きているという。政治的な活動を排除したり、敬遠したりする空気が広がれば、市民活動が妨げられる。

世論の分かれるテーマであればなおさら双方の側が自由に意見を述べられる場は大切だ。これを奪えば健全な市民社会の発展が阻害される。

社説：ハローワーク 国と地方が雇用で連携しよう 読売新聞 2015年11月24日

雇用政策のノウハウや財政・人的資源を持つ政府と、地域の実情に通じた自治体の能力をうまく組み合わせ、成果を上げることが大切だ。

内閣府の地方分権改革有識者会議の雇用対策部会が、ハローワークの運営に関して、政府と自治体の連携を大幅に拡大する報告書をまとめた。政府は、年内に新方針を閣議決定し、来年の国会への関連法案提出を目指す。

報告書は、厚生労働省の労働局と都道府県・市町村が、職業安定事業の計画策定などに関する協定を締結することを提案した。

労働局のハローワークの職業紹介と、自治体の生活保護、就労支援などの業務の「一体的実施」を協定に明記し、全国規模で推進することも求めている。

「一体的実施」は2011年度以降、約150自治体で行っている。同じ施設内に政府と自治体の窓口が並ぶため、求職者には便利だ。行政側の情報共有が進み、適切な支援によって就職率も上昇したという。着実に進めたい。

報告書は、知事が協定全般について、労働局に「要請」する権限も盛り込んだ。事実上の「指示」に相当するとされる。

埼玉、佐賀両県の「ハローワーク特区」では、知事に指示権が付与された。指示に基づき、佐賀の一部では、就労相談から職業紹介まで同じ職員が行っている。

知事がこうした権限を持つことを、労働局との調整の円滑化に有効活用し、職業紹介の効率化につなげることが求められる。

自治体が、政府と同様に「地方版ハローワーク」を独自に設置することも報告書は容認した。

都市部から離れた地域での設置が想定される。求職者の利便性の向上や、地方企業の求人掘り起こしにつなげねばならない。

ハローワークと近接しないように設置し、業務の重複を避けることが大切である。

全国知事会は当初、「政府と自治体の窓口が別だと、利用者には二度手間になる」などとして、雇用保険業務を含むハローワーク業務の全面移管を求めている。

厚労省と経団連、連合は、「職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる」などと地方移管に反対した。報告書が、全面移管でなく、連携強化にとどめたのは、現実的な判断である。

重要なのは、自治体が地方創生の総合戦略の一環として、雇用政策に取り組むことだ。政府も、そうした視点で、新たなハローワークの制度設計を進めるべきだ。

社説：子の問題行動 画一指導の危うさ 朝日新聞 2015年11月24日

「ゼロトレランス」という言葉がある。「寛容度ゼロ」と訳される。小さな問題をあいまいにせず、段階に応じて罰則を定めた行動規範を子どもに示し、破ったらペナルティーを科す。そんな生徒指導法のことだ。

1990年代、学校で銃乱射事件が相次いだことを受け、全米に広まった。これにヒントを得た「学校安心ルール」という指導法を、来年度から大阪市教委が導入する。問題行動を5段階に分け、レベルごとに対応を定める。

たとえばこんな具合だ。

【レベル1】授業に遅れる▽ずる休み▽先生をからかう

→その場で注意。聞かなければ別室指導。従わなければ奉仕活動か学習課題を課す。

【レベル2】先生の悪口を言う▽友達を仲間はずれにする

→複数教職員による指導と家庭への連絡。改善しなければ、数日間の奉仕活動……

レベル4、5の暴力や傷害には、警察への通報や出席停止措置などが明記されている。

対象は市立の全小中学校424校で、徹底させるため、市教委は学校がルール通りに動かなければ市教委に通報するよう保護者へ呼びかけるという。

問題行動の背景は子によって違う。学校の事情もそれぞれだ。「ルールだから」とマニュアル的に対応するのは無理があると言わざるを得ない。

「ぶれない指導で安心、安全な学習環境を確保する」のが市教委のねらいだ。だが、そもそも問題行動にどう対処するかは学校自身が決めることだ。

市教委は「学校の裁量もある程度認める」と説明する。ならばなぜ、保護者に監視させるような仕組みまで作るのか。

罰則規定をしゃくし定規に当てはめるようでは、子どもとの対話も失われかねない。

確かに先生にかつての権威がなくなり、学校の規律をどう守るかは悩ましい問題だ。

暴力を止めようとしたら「体罰だ」と言われたり、ささいなことでキレられたり。子どもが変わったと感じる先生も多い。

ルールを守らせるのに手がかりが欲しい。そんな声もあろう。だが、統一的な基準を作るにしても、あくまで教員間の指導の目安にとどめるべきではないか。困難であっても、子どもに直接向き合う先生がその子に合った対応を考える。それが教育だからだ。

市教委は来年度の1学期から試行し、2学期から本格実施するという。現場の教員からは疑問の声や、撤回を求める動きもある。強く再考を求めたい。

<社説>児童虐待 世代間連鎖防ぐ対策を

琉球新報 2015年11月24日

かねて指摘される「18歳の壁」に風穴を開けるなら歓迎だ。児童虐待防止策を検討する厚生労働省専門委員会は、児童福祉法の対象年齢を現行の18歳未満から20歳未満に引き上げる案の検討を始めた。

現行法の規定により、虐待を受けた子らが養護施設にいられるのは原則18歳までだ。延長は可能だが、施設の定員には限りがあり、通常は高校卒業後すぐに退所せざるを得ない。

しかも民法の規定では、未成年者は保護者の同意なしでは住居や携帯電話の契約もできない。だから施設の高校生は住む場所を確保するため、職種への関心や適性よりも寮付きであるか否かを職業選択の上で最優先事項とするのだ。

対象年齢の引き上げにより、少なくとも高卒後の職業選択の幅は広がろう。虐待を受けたのが高校3年生だった場合、誕生日が来ていれば保護対象にならないという問題も解消できる。対象年齢引き上げはやはり必須であろう。

専門委では「20歳を超えても、必要な支援を継続させる法的な仕組みが必要だ」との意見も出た。同感だ。年齢によるしゃくし定規の区切りでなく、真に自立支援になるような制度が必要だ。

児童虐待と経済格差は関連性があると指摘されている。それなら保護された生徒が相応の所得の得られる職種に就ける環境を確保しない限り、虐待の世代間連鎖が生じかねない。

現代社会では、望み通りの職種に就くには、やはり一定程度の高等教育が求められることが多い。高卒後、本人が希望すれば大学にも専門学校にも進める支援制度を法的に定め

る必要がある。養護施設出身者は学費を免除し、施設と距離のある進学先であれば寮などを確保する仕組みがあつていい。

全国の児童相談所が対応した児童虐待は昨年度、8万8千件を超えた。1990年度の集計開始以来24年連続の増だ。99年度の7・6倍に達するが、この間、全国の児相に配置された「児童福祉司」は2・4倍になったにすぎない。態勢整備が件数の急増に追い付いていないのだ。

専門委は、児相の任務を保護などの「介入」に特化し、親子の「支援」を市町村に切り離す案も議論した。児相の介入機能強化になるなら歓迎だ。半面、現状で市町村が「支援」の機能を担えるのか、疑念なしとしない。市町村への財政的・人的支援も検討したい。

梅毒、若い女性に急増...胎児感染で重い障害も

読売新聞 2015年11月24日

性感染症「梅毒」の患者が急増し、今年10月の時点で昨年1年間の患者数を超え、現在の調査方法になった1999年以降で最多となったことが、国立感染症研究所のまとめでわかった。

特に若い女性の増加が目立ち、妊娠中に胎児に感染すると重い障害が残る恐れもあることから、専門家は予防と早期の受診を呼びかけている。

感染研によると、梅毒患者の報告数は、10年ほど前から増加傾向にあったが、2008年の831人をピークに10年には621人まで減った。しかし、11年から急増し、今年はすでに2037人（10月28日時点）と、昨年1年間の1671人を超えている。女性の年齢別では20～24歳が177人で最も多く、昨年同時期に比べ2・7倍となった。胎児に感染し、死産や障害につながる「先天梅毒」も10例報告された。



「養育里親など推進を」 千葉市でシンポ 県の乳児院新設めぐり

東京新聞 2015年11月24日

死別、虐待などさまざまな理由で親と暮らせない乳幼児を養育する乳児院をめぐり、県の新設計画を考えるシンポジウムが二十三日、千葉市内であった。計画は唯一の県営施設を廃止して民間運営の二施設を設ける。シンポでは、子どものために家庭環境で育てられる養育里親や養子縁組を推進するべきだという意見が相次いだ。主催した民間団体は計画反対の署名活動をしており、十二月四日に要請書を県に提出する。

乳児院はゼロ～二歳までの乳幼児を中心に養育する児童福祉施設。シンポは、親と暮らせない子どもの養育の「脱施設」に取り組む国際人権団体「ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）」や、県内の里親らでつくる民間グループ「乳児院ではなく里親・養子縁組を進める会 in 千葉」。

愛知県児童相談所で親が育てられない子を対象にした「赤ちゃん縁組」を進めた元職員矢満田（やまんだ）篤二さんは、乳児院では一日の中でも養育者が繰り返し変わることで乳幼児に人としての土台ができず、発達などに影響が出ると指摘した。

日本財団（東京都）の福祉特別事業チームの高橋恵里子さんは「施設の建設や運営の費用は里親委託よりかなり高く、里親を開拓することで対応できるはず」と述べた。参加した里親も「県から子どもを委託されていない里親が多くいる」と疑問を投げかけた。

県の計画は二〇一七年度に新乳児院（定員十五人）を二カ所開設。事業者を十二月十八日まで募集。署名活動などの問い合わせはHRW東京オフィス＝電 03（5575）3774＝へ。（飯田克志）

<介護離職ゼロ>事務作業など負担量半減で人材確保狙う 毎日新聞 2015年11月24日

厚生労働省は、介護職員らが作成する公的書類など、事務作業にかかる負担の軽減策に取り組む。現在の負担量の半減を目指す。政府は「介護離職ゼロ」を目標に、在宅・施設サービスの増加を2020年代初頭までに6万人分上積みして40万人分とする方針を決めたが、介護業界は今でも慢性的な人手不足にある。事務作業の負担軽減により人材を確保しやすくするのが狙い。

介護職員は本来の高齢者への身体介護に加え、自治体へ提出する公的文書の作成や介護サービスの記録など膨大な書類作成を求められることが多い。例えば、介護事業者の住所変更届は、老人福祉法と介護保険法に基づき二つ出す必要がある。法令などで定められていない介護サービスの記録提出を求める自治体もあるという。

厚労省はこうしたケースを洗い出して来年度中にガイドラインを作成。届け出を1回で済ませたり、不必要な書類の提出を省力化できたりするようにする方針だ。

また、3年に1回の介護報酬改定のたびに報酬の加算項目などが増えて申請書類も多くなり、事務作業が煩雑になるとの声も多い。このため、加算項目などの簡素化も将来的に検討する。

このほか、厚労省は復職する介護士を増やすため、再就職の準備として数十万円を貸与する方向で調整している。一定期間、勤務を継続すれば返還を免除することも検討している。【阿部亮介】

介護福祉士、養成校定員割れ 道内需要は増加 北海道新聞 2015年11月24日



模型を使い、たんの吸引を学ぶ「せいとく介護こども福祉専門学校」の学生たち

国家資格の介護福祉士を養成する学校で定員割れが深刻になっている。道内の学校の入学定員に対する充足率は減少傾向で、本年度は5割を切った。「介護の仕事は過酷」というイメージから、他業種に若い人が流れていることが背景にある。高齢化が加速するなか、介護の現場に必要な有資格者を確保できるのか関係者から不安の声が漏れる。

卒業と同時に介護福祉士の資格が得られる道内の学校は現在、大学・短大6校、専門学校15校の計21校。日本介護福祉士養成施設協会（介養協、東京）の調査では、今春の道内の学校の入学者総数は575人。総定員数1264人の46%にとどまり、過去5年間で最低だった。

札幌市中央区の「せいとく介護こども福祉専門学校」では10年ほど前から定員割れが起きている。2014年度に1学年の定員を80人から40人に減らしたが、14年度は25人、15年度は29人とどまっている。

野村昌昭副校長は「少子化に加え、ここ数年は景気回復で他業種の求人状況が改善していることが一因」と分析する。同校は高校への出前授業を年間60回行って学生確保に力を入れているが、「結果は出ていない」。

札幌市豊平区の専門学校「日本福祉学院」は、定員割れが続いたため、16年度の介護福祉学科の募集停止を決めた。「このままでは経営が成り立たないと判断した」と説明する。今後は、通信教育や介護職を対象にした研修などに力を入れる。

道内の介護職の有効求人倍率は右肩上がりが続き、15年9月は1・99倍と全職種平均の1・01倍を上回る。国は10年後には現在の1・6倍となる250万人の介護職が必要と試算する。今のペースでは全国で38万人、道内は1万2千人の介護職が不足する見込みだ。



働くママ手助けして現実感

「元気いっぱい遊びました」と帰宅した母親（左）に報告するベアナウスカスさん（東京都内で）

大学生が企業での実習などを通じて、仕事と育児の両立の実態を学ぶ取り組みが広がっている。両立のイメージをつかみ、就職後のキャリア形成に役立ててもらおう狙いがある。

週2回シッター

「お帰りなさい。ちょっとけんかしたけど、すぐに仲直りしました」。10月下旬、午後8時頃に帰宅した会社員女性

（38）に、上智大学4年のベアナウスカス好栄さん（21）が子ども2人をあやしながら報告した。

ベアナウスカスさんは、ベビーシッターサービスを提供するカラーズ（東京）の研修を受けた後、6月からアルバイトでシッターをしている。女性宅には週2回通う。夕方、6歳と1歳の子を保育園から連れて帰り、約2時間面倒をみる。

同社は今年から、女子大生向けにシッター研修事業を始めた。これまでに女子大生シッター約90人が誕生し、月200件程度の予約を受けているという。

事業の狙いの一つが、学生に将来働く上で育児との両立を具体的にイメージしてもらうことだ。同社の成沢真希さんは、「今の学生は仕事と家庭を両立する将来像が描けず、漠然とした不安を持っている」と指摘。「シッターとして、働く母親を手助けすることで、自分も将来、気軽に助けを借りられることを理解してほしい」と話す。

ベアナウスカスさんは、母も祖母も専業主婦で、働く母親を想像できなかったが、シッターの仕事を通じて、「子どもの状況によって働く時間を柔軟に変えるなど工夫をしている人ばかり。仕事をして育児もすることに現実感を持てた」と話す。通い先の女性からも、「パートナーの協力も欠かせないよ」「両立は大変。でも幸せよ」などと助言や激励を受けた。

体験談聞く

学生に、社員の仕事と育児の両立の実態を見せる企業も出てきた。

大阪ガスは今年、大学生向けの夏期インターンシップで「ダイバーシティ（多様性）推進実践コース」を設けた。学生が両立について学べるキャリア教育プログラムを実施しているスリール（東京）の協力を得た。

参加した学生4人は、保育園での実習などを経て、育休中や短時間勤務の大阪ガス社員を家庭訪問した。おむつ替えや食事作りを手伝うとともに、社員から両立の工夫や苦労などを聞いた。

同社人事部の伊藤郁恵さんは、「女性が働く上でのハードルになり得るライフイベントをどう乗り越えていくかを実感し、学生に働き続ける覚悟を持ってほしいと考えた」と狙いを話す。

10月には最終報告会が行われ、学生がキャリアプランや子育てしやすい環境づくりについて発表した。

神戸大学3年の西脇由貴さん（21）は「子どもを産むタイミングは、仕事を続けていく上でとても重要。周りのサポートも欠かせないので、上司や同僚の信頼を得られるようになってから産めば、協力も得やすいのでは」と話した。

また、参加者唯一の男性、同大学3年の後藤祐哉さん（21）は「育休はリフレッシュになると思っていたが大間違い。常に子どもと向き合い、自分の時間もとれない。結婚して子どもが生まれた時、どう妻をサポートしようか真剣に考えた」と述べた。

松蔭大学准教授の田中聖華さん（キャリア論）は、「学生時代に両立について実体験することは、働き方を早くから意識できるので、意義が大きい」と指摘。さらに、「両立は女性だけの問題ではない。男子学生ももっと積極的にプログラムに参加させるべきだ」と注文

する。(野倉早奈恵)

正社員や公務員など 妊娠・出産で7割退職

妊娠や出産を機に退職する女性は今も少なくない。

明治安田生活福祉研究所(東京)の昨年3月の調査(20~40代の1847人回答)では、正社員・公務員などの73%、契約・派遣社員・パートなどの91%が、第1子の妊娠や出産をきっかけに仕事を辞めていた。

正社員・公務員などの退職理由(複数回答)としては、「もともとやめるつもりだった」が38%でトップ。一方、「職場の出産・子育ての支援制度が不十分」(28%)、「子育てをしながら仕事を続けるのは大変」(17%)など、職場環境の問題を理由にあげた回答も目立った。

住まいは時代の鏡「交流生む設計」など紹介 芸術作品や館外展示も

東京新聞 2015年11月24日

自然との共生がテーマの作品「キメラ」(生物建築舎) =前橋市で

建築設計に人との交流を生む工夫を取り入れるなど、時代の価値観を住まいに反映させた建築家集団などの作品を紹介する企画展「ここに棲(す)むー地域社会へのまなざし」がアーツ前橋(前橋市千代田町)で開かれている。(川田篤志)

若者らが一緒に住むシェアハウスが人気を集めるなど、建物や住み方に時代背景や社会情勢が投影されている点に注目した。吉田成志学芸員は「自然との共生やコミュニティとの関わり、福祉の重視など、さまざまなアプローチで建物が建てられている。今後の住まいづくりや地域での暮らし方を考えてもらえれば」と話す。



風の通り抜ける立体的な構造により、中庭やテラスで自然に人の交流が生まれる仕掛けをした集合住宅などを設計する「Eureka(エウレカ)」など新進気鋭の建築家集団や、住まいをテーマに芸術表現をする現代アーティストの計十四組が参加。これまで設計した建物の写真パネルや建築模型が並ぶ。

芸術作品もあり、高崎市の設計事務所「生物建築舎」(藤野高志代表)が自然との共生をモチーフに、いくつもの建築模型を組み合わせるなどして制作した高さ約七メートルのオブジェ「キメラ」が会場に鎮座する。ほかに、部屋に設置されたセンサーやデジタル家電、位置情報が分かる携帯電話などを使い、ある女性の一日を追った実際の様子と、いつ何をしたかが分かるデータ画面を同時に流す映像作品もある。

「赤城山と街をつなぐ」をテーマにした現代美術家の木村崇人さんの館外展示作品も。許可を得て赤城山で採取した植物のプランターが、市中心部を流れる馬場川の橋上にある憩いの場「東屋」に設置されている。

来年一月十二日まで。水曜休館。観覧料は大人六百円、学生や六十五歳以上は四百円(高校生以下は無料)。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行